

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 8 年 4 月 10 日 ( 金 ) 第 709 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 、 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)  
ページ

告	示	
○保安林の指定予定の通知 ( 5 件 )		(森づくり推進課取扱い) 1
○県営土地改良事業の計画の決定 ( 4 件 )		(農地整備課取扱い) 3
○県営土地改良事業の計画の変更 ( 4 件 )		(農地整備課取扱い) 4
公	告	
○落札者等の公告	(スポーツ・コンベンションセンター整備課取扱い)	6
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	6
公 安 委 員 会 規 則		
○交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (※)		(地域課取扱い) 6

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 275 号

森林法 ( 昭 和 26 年 法 律 第 249 号 ) 第 29 条 の 規 定 に よ り 、 農 林 水 産 大 臣 か ら 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る 予 定 で あ る 旨 の 通 知 が あ っ た 。

令 和 8 年 4 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市中村町字大谷平6777番1、6777番245、字宇都山7534番6、7534番8
- 指定の目的  
水源の涵養<sup>かんよう</sup>
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿 児 島 県 告 示 第 276 号

森林法 ( 昭 和 26 年 法 律 第 249 号 ) 第 29 条 の 規 定 に よ り 、 農 林 水 産 大 臣 か ら 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る 予 定 で あ る 旨 の 通 知 が あ っ た 。

令 和 8 年 4 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩郡さつま町柏原字甲原5130番15、字松ヶ角5480番1、5480番3、字大谷5704番、字柳野山下5843番3、5843番5、字阿佐川5864番、5865番
- 2 指定の目的  
水源の涵養<sup>かんよう</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
志布志市有明町伊崎田字札元7431番4、7436番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩郡さつま町求名字木場田12357番1・字都畑12512番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
曾於郡大崎町持留字東298番1
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）感王寺上奥溜池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
垂水市役所農林課

### 鹿児島県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）寺園池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
曾於市役所耕地林務課

**鹿児島県告示第282号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（地震・豪雨対策型））（農業用排水施設整備）湯ノ谷（唐）池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
伊佐市役所林務耕地課

**鹿児島県告示第283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備（一般整備型））（農業用排水施設整備）船津上地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第284号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理）第一鹿屋地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで

- 3 縦覧場所  
鹿屋市役所農地整備課

**鹿児島県告示第285号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手育成対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手育成型））（農業用排水施設整備及び農道整備）吹上地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
日置市役所農地整備課

**鹿児島県告示第286号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）（旧：農地整備（中山間地域型））（区画整理）第一国分東地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

**鹿児島県告示第287号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（中山間総合（一般型事業））（旧：中山間地域総合整備（一般型））（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地利用保全）屋久地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年4月13日から同年5月14日まで
- 3 縦覧場所  
屋久島町役場建設課

## 公 告

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（鹿児島県スポーツ・コンベンションセンター設計業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ・コンベンションセンター整備課  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年3月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
梓設計・SUEP・東条設計共同企業体  
福岡市中央区渡辺通五丁目23番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
859,760,000円
- 6 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第6号該当

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年4月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
始良市東餅田字願成寺575番5並びに字願成寺内577番2、578番1、578番2、579番1、579番2、579番3、579番5、579番6、579番7、579番8、579番9、592番、593番の一部、594番1の一部、595番、4579番の一部及び4580番の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域  
道路 始良市東餅田字願成寺内577番2の一部、578番1の一部、578番2の一部、579番1の一部、579番2の一部、579番3の一部、579番5の一部、579番6の一部、579番9の一部、592番の一部、593番の一部、594番1の一部、595番の一部、4579番の一部及び4580番の一部  
公園 始良市東餅田字願成寺内577番2の一部及び595番の一部  
水路 始良市東餅田字願成寺575番5及び字願成寺内577番2の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
始良市平松7229番地1  
有限会社始良土地開発  
代表取締役 町田周二

## 公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月10日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

## 鹿児島県公安委員会規則第11号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島南警察署の部宇宿交番の項及び紫原交番の項中「、宇宿町（分割）」を削る。

別表南さつま警察署の部田布施駐在所の項中「金峰町宮崎（分割）」の次に「、金峰町中津野（分割）」を加え、同部大坂駐在所の項中「金峰町中津野」を「金峰町中津野（分割）」に改める。

別表薩摩川内警察署の部甕島幹部派出所の項中「甕島幹部派出所」を「甕島幹部派出所所在地」に改める。

別表霧島警察署の部陵南駐在所の項中「霧島市溝辺町麓（溝辺駐在所及び鹿児島空港警備派出所の所管区を除く。）」の次に「、溝辺町麓一丁目～六丁目」を加える。

別表奄美警察署の部住用駐在所の項中 「奄美市住用町西  
仲間」 を 「奄美市住用町神  
屋」 に

改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。